

富山県告示第368号

土地収用法による事業の認定について

土地収用法（昭和26年法律第 219号。以下「法」という。）第20条の規定により次のとおり事業の認定をしたので、同法第26条第 1 項の規定により告示する。

平成27年 9 月16日

富山県知事 石 井 隆 一

1 起業者の名称

高岡市

2 事業の種類

（仮称）高岡市新防災センター整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

高岡市戸出西部金屋地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第20条第 1 号の要件への適合性について

申請に係る事業は、高岡市戸出西部金屋地内の土地を起業地とする（仮称）高岡市新防災センター整備事業（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、高岡市が事業主体となり、広域型防災活動拠点施設として（仮称）高岡市新防災センターの整備を行うものであり、土地収用法第 3 条第31号に掲げる国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は法第20条第 1 号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第 2 号の要件への適合性について

起業者である高岡市は、本件事業の施行に必要な予算措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を持つものと認められる。

したがって、本件事業は法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

市では、様々な災害に対処していくための災害予防、災害応急対策を進めており、市の地域防災計画においては、広域的な災害を対象とした情報の受・発信及び防災資機材の備蓄、除雪機械や運搬用車両等の配備、防災訓練等を行うための屋外訓練場などを備えた広域型防災活動拠点の整備をする必要があるとしている。

現在、市には、高岡市防災センターと福岡防災ステーションの2箇所の広域型防災活動拠点施設があるが、高岡市防災センターは、建築から27年が経過し、災害復旧車両等の格納スペースが不足しており、また、近年の多様化する災害に対しては、備蓄資機材等を保管するスペースも確保できないなど、地理的制約から施設の敷地拡張が困難な状況において、施設機能上の必要とされる敷地面積が足りない現状となっている。

一方、福岡防災ステーションは、平成14年に国土交通省富山河川国道事務所等と共に整備した近年の防災施設としての機能を備えた施設であるが、双方の立場では災害時に必要とする機能や役割に違いがあり、今後の施設拡張や活動には限界があるとしており、また、市の防災機能を集中しても市域全体への迅速な対応は機能的、立地的に困難であり、地域防災の分担化は必要であるとしている。

このため、現高岡市防災センターに代わる新防災センターを整備するものであり、これにより、多様化する災害から市民の生命・財産を守り、また、大規模災害時の調達物資や救援物資の受け入れ、仕分け及び各地域への搬送などができるようになる。さらに、平常時には、気象・道路・河川などの状況を監視・観測し災害に備えるとともに、市民の防災意識向上のための広報活動や啓発活動の場、地域交流の場として施設を活用していくこととしており、敷地の拡張が困難な現高岡市防災センターが抱える課題は解消され、広域型防災活動拠点施設としての機能が十分果たせることができるものと考えられる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

起業者の調査によると、起業地内には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）や絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により起業者が保護するため特別の措置を講ずべき文化財、動植物等は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

起業地は、市域東部で浸水被害を受けにくく広域幹線道路網へのアクセスが可能な3候補地で比較検討した結果、整備に係る経費比較、周辺環境への影響等の観点から最も優れたものと選定されており、その選定は適当なものと認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

市の広域型防災活動拠点施設の現況は、(3)アで述べたとおりであり、多様化する災害から市民の生命・財産を守り、大規模災害時には調達物資や救援物資の受け入れ、仕分け及び各地域への搬送などが可能となる市域を越えた新たな広域型防災活動拠点施設としての防災センターの整備を早期に施行する必要性は高いと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の範囲の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲はすべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

高岡市役所